

第3回 四條畷市子ども・子育て会議議事録

日 時	平成26年8月12日(火) 午後1時30分～
場 所	四條畷市役所東別館2階 202号会議室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・武知委員・原委員・吉村委員
三田委員・小田委員・矢田委員・山田委員

1. 開会

事務局：(挨拶)

室長：(挨拶)

事務局：(会議成立要件の報告、資料確認)

委員長：(挨拶)

2. 議題

(1) 四條畷市子ども・子育て支援事業計画(案)

事務局：(資料説明)

委員長：ただいま事務局から事業計画の案の説明がありました。大事な部分として子ども・子育て支援事業計画ですけど、特に四條畷市の認定こども園の数値が組み込んであります。この認定こども園については会議で説明するなかで待機児童の解消には効果的で意味のある政策となっています。それとともに地域の子どもや親御さんなどに関係なくとも過ごせる利点があります。新しい制度になるので、付近のみなさんに率直な意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：前日もですが、大きな制度の改革で量の確保と質の改善というのがあります。量の確保につきましては、このスケジュールでよろしいと思うのですが、質の改善については数字の部分では見えにくい部分もありますので、具体的にはどのようなことを考えていますか。消費税が来年の10月から上がると言われていますが、不確定なことですが、確認をしたいです。

事務局：前回の会議でも今の意見がでてきて、やはり制度改革が大人というか施設といえますか、そちらを中心に進んでいってはないと思います。基本は子どもが最善の利益を得ることを基本に置いて構えていかないといけない部分でいくと、認定こども園を進めるにあたって、まず認定こども園はどのような施設なのかの検討が必要になってくると思います。今お話があった部分につきましては、認定こども園の内容の具体的な検討が出来ていない状況では、現在は保育、教育の質の向上がどう表せるか現段階では難しいですが、

保育の必要性の認定を受けて各施設にいけるということで、保護者の選択肢が増えるという部分につきましては、一定のニーズに応えられることとなります。また、事業計画の中で特別保育事業についての充実につきましては、必ず子どもに還元できるところは行政として進めて行かないと思っています。こうした部分で子育て支援の地域保育の質の向上につなげていけるのかと考えています。

委員：質を上げるとなると問題も変わってしまいますけど、やはり幼児何人に対して職員が何人というような振り分け方をされていますね。その数字は幼稚園の場合は20対1と考えていますが、消費税が上がって財源が確保できるときに15対1にするような具体的な数字を表示する予定はあるのでしょうか。

事務局：今日の議題の中では施設の法令基準についての検討をしていかなければならないのですが、9月議題によって見直しするという形になっています。その中で国が定めた法令に基づいて基準を条例で定めていくということになります。今までの児童福祉法に沿った形で条例が定められていますので、現状の基準から定めるのではなく子ども子育て支援新制度の法律を基本に条例を定めていくということになります。現状以上の基準となると財政面での問題などを検証したうえで手立てを提示していかなければいけないと思います。まだそのあたりの具体的に詰める所までは国の公定価格も最終的に定まってないので、ここで決定した内容を伝えることはできないと思いますが、現状から大きく変わらないとご理解していただきたいです。

委員長：他にご意見、ご質問はありますか。

委員：先ほどおっしゃった認定こども園は四條畷市としてどう考えていますか。認定こども園を推進していく方向で国の方針などすべて動いていると思うのですが、例えばですが、それに従う必要はないと思うのです。反して独自の路線でいかれることは可能ですか。整合性の問題もあると思います。私の施設は今のままの形で構わないです。このあたりのことに覚悟がなければこの話を進めにくいことがあるので、市の独自の方法が子どもにとっては最大で親にとっても最大ということであれば、私はあえて認定こども園に固執する必要はないと思うのですが、そういった見解をしたいと思います。

委員長：難しいですね。

委員：実際の動きと施設の思いとズレのある問題かと思いますが、やはり保育園や幼稚園にしても運営が成り立たないほどの国からの財政的な影響がでてくるのであれば実際問題制度に反して運営するのは不可能だと思っています。それを踏まえると国の動向を見ながら合わせないといけない部分も今後出てくると思うのですが、先ほど話したように施設自体が子どもにとってどうなるのか、四條畷市の中で一定の方向性をもったうえで進めていけたらよいと思いますので、そういった部分では、現状をお話ができるのではないかと思います。実際に大阪府で集計をとっているのですが、私の幼稚園で27年度から支援制度の給付を受けているので、いずれは認定こども園を目指している

施設が72.6%の状況です。その中で認定こども園に移行すると確実に決めているのが31%で、状況により判断するというのが51%というところで幼稚園さんも様子をみているというところが多いと思います。施設自体がどういった形で進んでいくのか、単に幼稚園と保育園が合わさっているといった際、保育園の部分と幼稚園の部分が合わさった形で子育て支援を提供していくのか、一部分が幼稚園、保育所に分かれた形で提供するのか、これらを含めた中で認定こども園のあり方を四條畷市として具体的な運営方向性を定めていかなければならないと考えています。特に国が進める認定こども園にしなければならないという思いは、地域としての幼稚園と保育園にはこうした現状を理解して進める必要があるのかと思っています。

委員：市の方である程度情報がでてきたのかわかりませんが、先日新聞の方で知ったのですが、これまで既存の認定こども園としてやっているのは全国に2園で、たぶん幼稚園サイドの意見なのですが先日晒された公定価格の算定基準として運営費を策定したら、現在の幼稚園経営よりもかなりの赤字になってしまいます。定数が200や300、400と増えていくほど赤字額が膨らんでいく記事があり、これでしたら私たちは今の認定こども園を返上して元の幼稚園に戻りたいという意見がでたと、あの算出方法と計算式のどこかで誤解があってでてきた数字なのか正直に示された法定価格にのせて算出された基準なのか、そのあたりはどうなのですか。それを受けてすぐに厚生労働省も文部科学省でもそういった事態が起こるのであれば、それを改善し考えなければならぬといったコメントがしてあり、そうすると制度設定の段階からいい加減な制度設定を進めていたという不信感が募るばかりなのです。その辺を押し付けられていると四條畷市にとってもしんどい部分を押し進められているのが目に見えているのです。そういうなかで市独自の考え方で国の補助に頼るのではなく、市の保育事業を円滑に進めてもらいたいです。

事務局：先日新聞報道でもありました幼稚園型の認定こども園をされているアンケートや国の動きがのっていたのですが、だいたい25%が幼稚園に戻る、先ほどおっしゃったとおり200人以上のところは私学助成に戻った方が運営的には負担が軽くなる、という数字がでています。その数字の出し方ですが、認定こども園と幼稚園に戻る時の3、4、5歳の部分で考えていますので、0、1、2歳の公定価格も含めるとマイナスにはならないという計算がでます。なぜ幼稚園に戻ることを考えるかといいますと、0、1、2歳をなるべく少なく抑えて3、4、5歳で委託をするとなると今までのままの幼稚園の方がよいのではないのか、という考え方で幼稚園に戻るという記事がでたということなのですが、それを受けて国もこのままでは国の考えている方向から外れるということで、何かの手立てをしないといけないと示しているのです。幼稚園と保育園の部分でいくと保育事業についての公定価格が示した部分が変わってしまうことを懸念しているということがあります。おっしゃる通り国の方が揺れている部分もあるので地方でも各施設は方針を決められない

という現状があるので、これを受けて国の方がどうすればよいのかという、状況になっているというふうにとらえています。

委員長：他に何かご意見ご質問はありますか。

委員：今の話の続きなのですが、私の知り合いに現在認定こども園をされているところがありますが、結局その幼稚園部分は文部科学省からお金がもらえて保育所部分は厚生労働省からもらえる。この2つからもらえることがうまいのです。このあたりを一緒にしてしまうと一本化になってしまい額が減ってしまいます。ですから、一緒にしないで2つ保育所と幼稚園という形で運営していくという形に戻すということです。年々子どもたちが幼稚園だけになるのではなくて、幼稚園と保育所別々にあるということです。

委員長：ということで国の部分でまだ不確定のことがあります、少しは四條畷市としてはやっつけていけるということですか。

事務局：公立としては待機児童の対策として事業計画の中に盛り込まれざるをえない状況にありまして、実施年度が示されて表にでてきます、実際は考え方としては国の動向をみたうえで保育所の定員を増やすなどで独自の政策を実施したいと思いますので、動向をみたうえで考えいきたいというのが本音ではありますが、やはり国の方針には乗っからずに進めていくのも厳しいということをご理解いただいて、承知していただきたいと考えています。

委員：委員会のときにモヤモヤのまま帰って意見させてもらいました。少しお話を聞いて少しスッキリしたのですが、まだ国がきっちりと決まってないのに28年度と書いてあるので、それまでにはお母さんにあらわせるようお願いしてもらいたいです。今、保育園というのは働いているお母さんが増えている現状で、女性も働こうという思考が増えています。共働きや母子家庭、父子家庭があるなかで、保育園や子ども園の違いとは何か。どこに申し込みをすればいいのか。申し込んだとしても市の方で聞いたとき、第一希望と第二希望を聞いてもらえているのでそのときは第一希望先を斡旋してはもらえますが、どちらにせよ遠くても空いている施設に子どもを預けたいので、保育園や幼稚園、子ども園の違いをわかりやすくどのお母さんにも選べられるようにしてもらいたいです。

委員長：前回の意見にも出ていましたが、周知の際、前回のパンフレットはわかりにくかったので今回はわかりやすくお願いします。

事務局：修正につきましては、パンフレットなどをつくってホームページにあげる準備をしています。9月に、新制度について細かい部分は市町村に問い合わせしなさいと、いうことで国の方からパンフレットが示されこのことを受けて市の方でも一般市民向けの説明会をいま計画しています。次の年度での幼稚園の申し込みが始まりますので、それまで短いですが9月の議会の最後にはなるかと思いますが、9月中には市民を対象にわかりやすく制度の説明をさせていただくことと思います。東大阪市で市民説明がありそこに参加してきていたのですが、やはり保護者は実際に利用する方法のことや、いま通っている子

どもはどこかに変わらなければならないのか、制度が変わることについて不安を抱いていたのでそこは不安を解消してあげないといけないと思いがながらも、ぎりぎりですが9月中には開催する予定です。

委員長：ちなみに説明会のあった東大阪市の施設は公立ですか。

事務局：市が制度の説明会を市民向けにしていました。いつまでに認定の申請をだして、認定書をいつまでに配ります、といった具体的なことを話していたのですが、決まっていなところについては、すみませんがまだ決まってないです。というような説明会です。

委員：市民に対する説明会ですね

事務局：東大阪市内で10か所行っている中の1か所に行かせてもらって、80人くらい集まって開催していました。

事務局：今回は施設型給付ということで、どこかの施設を希望し行かれたお母さんやお子さんに対する給付を施設が代理受給するという制度なのですが、どこの施設に行かれるか0、1、2歳は家庭で育てられているそういう方も多くいらっしゃるのですが、それに対するサポートの支援には多く書いてあるのですが、いろんな子育て観をみなさんお持ちですので、まんべんなく支援が受けられるような制度設定にしたいと思います。どうしても制度の改正ということで保育制度であったり、幼保一体ということで幼稚園、保育所または小規模の施設の話がメインなのですが、子育て支援のニーズが多くなってきているのでいろいろな問題を抱えている親御さんもいるので、その辺の子育て支援について保育事業を含め考えていきたいと思っています。

委員：計画の問題で申し上げますが、幼稚園といいますが3歳児の教育規模が過不足で希望者が倍以上あまりあるなかで、実際の保育では先生の問題なのか私立公立の問題かわりませんが市民の中ではその辺はどうにかならないのかという単純な問題になると思います。平成28年と29年はわかるのですがたとえば30年31年は変わらずいけるのか、合わせて認定こども園にしても幼稚園を認定こども園にしているとかで減っている部分もあるのですが、結果的には31年くらいまでにはぜんぜん変わらないままでいくと保育園の方が多くなる可能性もありますが、市としてもどちらになるのかにも関わると思うのですが、そのあたりことはどう考えていますか。

事務局：ニーズ量の計算方法でこうした数字がでてきているわけなのですが、それに応じた形で需要量の関係で数字を決めていくわけなのですが、この事業計画としてだしているのも今のおっしゃった内容について補助するとなるとそれぞれの年度の理由を練りこんでいく形になるのですが、単純集計ででてきた数字を表していくとこうした形で進んでいくといったことになってしまいます。

委員：他の市でもこうしたニーズ量の差はどのくらいなのか

事務局：実際問題としてここまで差がでるとはないと思うのですが、先ほど言ったとおりニーズ量の推計の方法で出てきてしまっています。そこを実際の数字に

近づけるために例えば20%削るとなるとその20%はどこからでてきたとなり、その理由づけなどができますので、ニーズ量については一定の方式に基づいてすべての部分については行っているとご理解いただけたらと思います。実際需要があればそれに合わせて手立てをしていきますので、このとおり進めていくということでは考えていません。実際をみていってこの内容について年度途中で見直すということもありますし、このあたりで実際に国がこうした形で数字をだしなさいといったところとは実際の数字からかけ離れていくようであれば、市としても方向性を変えていくということが必要となってくると思いますので、その部分は調整させていただきたいと考えています。

委員長：国が指定した計算式で全国数字をだしているのですよね。他の市町村も同じ傾向がでてくる可能性も高いですよね。いちど他の市と比べてみてもらいたいです。

委員：認定こども園にするにしても、ニーズの高いところでは結局足りない部分の認定こども園にはあまり増えていないということになると、あまり理解されているとは思えないのでこの伝え方をどうにかならないのかと考えておこうと思います。例えば3歳以上はある程度は確保しないといけない指針があるので希望者の倍くらいは条例がないと。希望者よりも1.5倍くらいは変わってしまうというのはわかりにくいです。

事務局：他の自治体にもそのような数字の合わせるところで苦労していると聞いています。また一時保育事業の数字とかは実際のニーズよりも数字が桁違いくらいあがります。なぜそのようなことが起こるかという、ないよりはあった方がいいという考え方のニーズ量の集計になっていますので、実際に使うかは別の問題としてないよりはあった方がよいというニーズ量としてあがってしまうので、かなりかけ離れてしまうのでその部分についてそこに合わせて事業を膨らますとなるとかなりしんどいですが、こうした数になっていることもありますし理由をつけて実態の数字に合わせているということ、他と計算が違うのでそれなりの理由づけがいろいろと数字の出し方というところの表し方が違うのが現状です。

委員：その実態とこれからのデータを合わせてあげると乖離^{かいり}を見ながら調整するなりで変えていかないと役割としておかしくなってしまいます。実態に合わせて変えていくにしてもあまり変動するものでもないのが計画的にやっていただきたいと思います。

副委員長：ニーズ結果を見せていただき1、2歳児の保育が必然的に求められている結果だと思います。1、2歳児に対応を考えるとときに果たして認定こども園を動かすほうがいいのか、それこそ地域型の保育事業、小規模の保育の方を推進して力を入れていくほうが早く1、2歳児の待機児童解消はできるのではないのかと第三者として思いました。

事務局：小規模保育事業ということも待機児童対策のなかでも重要なことだと国の方でもうたっているのですが、小規模の保育事業については運営の状況が市の方で確認できるかというところで、まだ不安材料といいますか認可保育所というのを基本的に預かり保育など進めていくのが地域として大事だと考えています。ただ前回お話をさせていただいたと思うのですが、無認可の保育所が1つありましてそこにつきましては長年四條畷市の待機児童の利用者から2歳までの子どもさんの待機児童の受け入れをずっとしていただいているところがあります。そこにつきましては今までの実績などを考えまして、小規模の保育施設としてこれも認可していかないといけないと考えています。20人を超えていることもありまして定員としては19人未満の施設で考えています。

委員：小規模保育の知り方について問題を感じているので、保育所の連携施設があり、しっかりした施設あればそうした形で進めていくのも1つの方法かと思えます。

委員：いま無認可の施設があるとのことですが、1つは既存の施設を夕方まで預けることにして、もう1つは既存の学校法人の幼稚園部分をしていることですね。

事務局：そうです。

委員長：他なにかございますか。ないようですので、他に全体を通して何かございますか。

委員：前回の時にも話しました発達障がいの子どもの踏まえての改革を是非見込んでいただきたいと思うのですが、この政策のなかに家庭と仕事の両立の支援が新たに組み込まれているのですが、現在障がいをもっているお子さんを持つ親御さんが働きに行きたいのですが、保育所もいっぱいだとえ保育所に預けられたとしても、学校にあがったとき、ふれあい教室というものがあるのですがその教室に入れないということがあり、以前私が子どもを預かっていたときはお母さんが働いている方を主体にふれあい教室に入れていた経緯があるのですが、今はそうではなくて行った順番で受け付けていると聞いたのですが、それがよいのか悪いのかわからないのですが、子どもを預けて働きたいのです。だけど、子どもを預かってもらえる場所がないのです。そのふれあい教室に関しても教室でみている職員もいるのですが、市が募集しその際に一般の経歴があって、子育てをした方、元保育所の方もいらっしゃると思うのですが、発達障がいのことをもう少し勉強してほしいです。少し情報をいれてもらいたいです。そういうのを預けられているお母さんからも話を聞いていて胸を打つこともあるのですが、預かってもらうとき健常児の子と同じようにできないのだけれども、先生もおっしゃったように1人に2人というようになってくると行き届かない、それも承知なのですが、もう少し障がいのある子のことをうまくキャッチして、どういう発達障がいがあつてということ普通の子どもとは何かともう少し勉強してもらいたいです。誰でも来てもらって誰でも預けて誰でもみてもらうのではな

くて、そこの中身を濃いものにしてほしいのです。ですから、こういうのも情報提供しながら今は、以前は身体、精神、知的というくくりの障がいがあったのですが、今は程度がすごく広がっているではないですか。ですから、そういったことの情報提供をしてもらって把握してもらって勉強してもらった方に、預かってもらいたい親御さんも多くいるのですよ。冷たい言葉1つで傷つくお母さんたくさんいまして、言っていないのにお母さんにとっては自分の子がダメな子なのだと思いますとか現実には本当にそういったことがあるのです。そういう皆さんがわかってほしいし理解がほしいので、福祉の一環としてもっと増えて来ると思うので、ですから、このことを受け止めていただいてふれあい教室もそうですし保育園、幼稚園でもいろんなサポートを受けられて、こうして子どもたちが入れるようにしてもらいたいのです。くすの木園にかよっている子が来ているのですけど、幼稚園や保育園に上がっていきます。行きたいけど受け入れてくれる場所待ちです、となっていて少し広げてもらい何人か受け入れてくれるなど動いてあげてほしいと思います。今働きたいお母さんが働きたくても働けない状態にあるので、こうした障がいある子も受け入れてほしいと思っています。

事務局：地域で障がいのある子を保育園や幼稚園に入って地域の小学校、中学校に行くのが理想で障がい児の保育については公認している保育所、幼稚園で積極的に受け入れてもらえように働きかけています。それについて補助金の見直しも今後考えていますので、できるだけ受け入れてもらえやすく制度の制定をしていきたいと考えています。今発達支援センターの建築の予定がありますので、そこと隣接する民間の保育所、それは必ず地域での障がい児の発達について連携をとってもらって、地域の小学校から中学校に行くのが理想ですね。そういった糸口をみつけていきたいと思います。それは1つの四條畷市の考え方として考えていますので、近隣の市では障がいの種類に応じた施設の充実をしていくという方向で障がい児施策と打ち出している場所があるのですけれども、四條畷市ではやはり地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校が受け入れをするというところが目立つところではないかと考えていますので、やはり連携や考え方そこはしっかりと踏まえて考えていきたいと思うので、ただいま話であったようにふれあい教室についても何年か前までは福祉の方で管轄していたので、発達障がいの幼稚園、保育所からふれあい教室にあってもいろいろと様子を伺っていたりするので、他の県みたいにクールダウンの部屋が必要な子どももいますし、ふれあい教室にしても学校の教室でも、クールダウンが必要になってくるのかといった工夫も考えなくてはいけないのかと考えています。ただ大抵がふれあい教室の方でできていますので、そのあたりの対策を考えなくてはならないのかと思います。この後議題で条例の設定のなかでふれあい教室の条例についての担当がいますのでそのあたりもよろしくお願いします。

事務局：障がいのある児童は、優先的に取り扱っており規則では、**学年引く1年生で**、また規則でうたっているのは1年生の児童、2年生の児童、その次に障がい

のある児童という形で順番は設けています。ですから、1年生2年生でいっばいになれば、障がいのある利用者については入れない状況です。指導者の支援については実際資格の持っている方の人材確保は難しいところがありますが、そこはいずれ条例が制定されたなかで資格をもっている者となりますので、改善できるようには行っていきたいです。

委員：資格のことよりも情報とか、現状として発達障がいのことを把握してもらわないと意味がないと思います。

事務局：一応そういった形の研修などもあれば受けてもらうようにしてもらいます。でも、なかなか合間のときに受けてもらいますので、難しい状況ですが少しでも情報を収集して、親御さんともお話ししていただくなかでこの利用者に対してはこうした対応をしてほしいという、情報を積み上げて対応してもらいたいと思います。

委員長：特に発達障がいの子どもさんへの対応に考えていただきたいと思います。他にございますか。そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。

事務局：(資料訂正の連絡)

(2) 四條畷市子ども基本条例(案)

事務局：(資料説明)

委員長：今回はこれを議論しないということですのでよろしいですね。

事務局：提示させていただきますので、もう1回見てもらいご意見いただきたいと思います。何回もご意見をいただくなかで修正をし直しながらこの後のスケジュールのことを決めておきたいのと、第4回目子ども子育て会議を10月末にお話させていただきたいので、このときに決定をさせていただきながら、できれば12月の議会に出せる状態にもっていきたいと思いますので、そのときまでご意見をいただきまして見直しさせていただきます。

事務局：前回、決めさせていただいたいろいろな意見をいただいて9月当初の9月議会に間に合わせていこうと思っていましたが、いろいろな意見を聞くなかで市が子ども子育てに対する気持ちというのがここに集約されるべきところなのかと思いますので、もう少し前文の部分につきましても考えていかないといけないかなと考えております。いろいろな意見があり反響もあったので、これに対する気持ちや思いが大きいことからこのように考えてくれる方が多いのだと感じたので、つくり込んでいきたいのもう一度再構築といいますか中身を埋めていただいているいろいろな意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

委員長：各自また目をとおしていただいて意見をだしていただきたいです。

(3) 子ども・子育て支援法等の施行に伴う条例（案）

事務局：資料説明

委員長：ただ今3点の条例案の説明をしていただきました。特になにかご質問はございますか。

委員：入所の基準なのですが、優先を設けるといったことはありますか。

事務局：入所の基準については次の所で保育必要性の認定ということで、入所基準がありましてそこで優先順位などについて見てもらえればと思います。

委員長：教えていただきたいのですが、1ページ目の定義の参酌すべき基準と従うべき基準ですがたとえば学童保育の9条の2などが参酌すべき基準になるわけですか。

事務局：そうですね。こちらとしても参酌すべき基準と従うべき基準のなかで検討すれば、こういった形になるのですが一応ここについては特に変更せず国の基準を踏襲する形にしています

委員長：基準を下げられるとありますが、下げるというのは国が示したよりもということですか。

事務局：1人あたりの面積がどうなるかという形になりますが、下げるとしても1人の遊歩面積のことを考えていますので、学童に限らずありますので少し多めの形になっています。遊歩範囲は考えているのですがあえて1人あたり1平米であっても少し狭いとなりますので、おおむねの形では対応しています。

委員長：あげることはできますか。

事務局：あげるとしますとかなりの大きな部屋の確保が必要になります。今のふれあい教室は学校の教室と同じくらいです。現状空き教室を利用させてもらっているケースが多いです。各教室の広さが約130平米の面積になりますので80人だと1人あたり1.6平米になります。1人あたりの面積の考え方を見直す必要があると思います。

委員長：もう一つ聞きたいのですが、例えば児童数に対する保育士の数についてですが、従うべき基準になるのでしょうか。

事務局：従うべき基準となっています。基本的に児童福祉法のものそのままです。

委員長：わかりました。他よろしいでしょうか。

副委員長：小規模保育B型について国基準については保育士基準が半数以上となっているのに対し、市については3分の2以上ということで非常に良いことだと考えているのですが、C型についてあまり触れられていませんがC型は積極的に採用していかないということなのですか。

事務局：基本的にはA型しか考えていません。しかし、運用する場合に体制が整わなかった時に経過措置を設けて結果的にB型になってしまうことを想定しています。C型については市の方でもしっかり定めていかなければと思います。

委員長：他ございませんでしょうか。では次の事項に進みたいと思います。

(4) 保育の必要性の認定について (支給認定基準)

事務局：(資料説明)

委員長：ただ今の説明の件についてご意見、ご質問をお願いします。

委員：指数という欄には点数が入るのですが。

事務局：点数が入ります。今まではA、B、C、DありましてAの何点、Bの何点というふうには表がありましたが、今回はポイント制にしまして全部の合計点で順番に埋めていくという形です。

委員長：指数に関していくつか案があるのですか。例えば1点から5点、それとも10点になるのでしょうか。

事務局：何点にするかというのは内部で検討していかないといけないと思います。

委員：それによって変わってきますので点数についての共通認識を図った方が必要だと思います。

事務局：数字については考えていますが、現段階では状況に応じて例えば3ポイントから5ポイントの幅のどこに該当するのかという点はまだ決めきれていませんので今回は指数については抜いた形で検討していただきたいです。

委員長：これはいつから運用されるのですか。

事務局：来年度の4月からです。

副委員長：そうすると今年度の後半には決まっていないといけないですね。

委員長：今回は点数の方が検討中で項目のみの検討をしていただきたいと思います。

委員：このフローを見ていると10月から11月に申し込みを受け付けて専攻していく、この流れで行くのですか。

事務局：はい。

委員：入所選考会議の時点では先ほどの項目は決まっていますよね。

事務局：項目を検討してもらうのですが、優先順位についてもここはポイントを高くするべきというようなご意見を合わせていただきたいと思います。

委員：先ほどおっしゃった保育所の確保ですがどの施設の方も教育を悩まれていると思いますので運営するものとしては預かる先生が空いていないと子供さんを預けることができませんので、そこはやはり大きな問題だと思います。

副委員長：加算というのはA1が上位でだんだん下位に下りてくるという解釈でいいのでしょうか。

事務局：これは項目数になるので、順位として上下を設けているわけではないです。

委員：兄弟加算ですか、やはり兄弟が同じ施設にできるだけ入ってもらえるようにしてもらいたいです。

委員：減算の就労実績で就労して3か月未満というのはどういうことですか。

事務局：3か月经っていないということです。

委員：減算する理由は何ですか。

事務局：一時的に就労世帯となり保育所に入り、実際にすぐにやめて家におられます、一概には言えないのですが、これを減算してしまうと真面目に働いている方が点数引かれてしまうので、必要ないということを思われている方もいらっしゃると思います。

委員：同じところ、行こうとしているところに3か月という意味なのか、実際に働いていて3か月なのですか。

事務局：基本的には同じところと考えますがその見極めがかなり難しいです。

委員：何で3か月なのですか。その根拠はありますか。

事務局：6か月であれば一定の期間勤めて継続している就労世帯とみなせるかと。

委員：6か月ならいいというわけではないですが3の区分が少し分からないです。

委員：条件を付けないと例えば若くしてお子さんが産まれて働かなければいけない方によくわからない条件が変わって行動できないというのは良くないので、どんな条件が付けられるのかわかりませんが、言われる意味はよく分かりますけれどもいざ働こうとした時に入れませんかというのはどうかと思います。

事務局：何らかの確認事項が必要だと思います。

委員：条件が変わってこうなるケースもあるわけじゃないですか。例えば離婚したとか、亡くされたとかです。結果的に働かざるをえない方に対して別の話になってしまいます。

事務局：本来入らなければいけない状態なのに限定されてしまうということですね。

委員長：参考1の現行の選考の流れの中で、選考会議の説明文の中に調整指数というのがありますがいったい何のことですか。待機児童がいる場合、その指数で入所の優先を決めていくのは現状と変わりありません。内容については変えるべきところは変えていこうと思います。

事務局：これは選考基準のことです。

委員長：これでやりなさいということですね。

委員：介護されている保護者について、その介護の程度にもよりますが診断書を提出するなどしてポイントを上げるなどなにか措置を取っていただきたいです。

委員：今の時みたいにこういった例について何人か集まって議論されるのでしょうか。

事務局：選考会議で部長以下担当職員で集まって決めていきます。

委員：何人かでお話して下さって、決めているのですね。

事務局：ただ、多く書いているの方が伝わるというのがあります。

副委員長：指数のところ例えば週5日以上、1日7時間以上働いているというのが条件になると思いますが指数で3段階、5段階にしていくというのは勤務している具体的な内容によるのですか。職種で指数を分けるとか具体的な内容は何になりますか。

事務局：具体的に言うと週何日以上や何時間以上と書いてあると思いますが、例えば指数のところについては、時間が長い分について決まった形で振り分けるということになります。

副委員長：職種ではないということですね。

事務局：時間です。ここは量だけ見ます。

委員：週5日以上1日7時間以上という証明は提出するのですか。

事務局：現状と同じように勤務証明を取っていただきます。

委員：上の方に来るのと下の方に来るのはなにか加算について影響はありますか。

事務局：別々だと解釈していただければと思います。

委員：ひとり親家庭は上に来るのですか。

事務局：基本的にひとり親家庭はAの一番上の部分になりますので指数が高くなる可能性はあると思います。

委員長：複雑ですね。介護保険にせよ障がいにせよ認定になると思います。なぜ保育だけ難しい判断になるのかわかりません。なにか国の方に根拠はないのですか。

事務局：ないですね。指数も各自治体に任されている状況です。

委員：個人的には減点というのは好きでないです。増やすというのは嬉しいことだと思いますけれども。

事務局：確かにそう思います。いろんな意見が出ていますが一概には減算するべきではないのですが、ごく一部ですが悪意をもって払わない方がいらっしゃるので。

委員長：子どもの基本条例を定めようとしているところなのですけどね。

事務局：おっしゃる通りです。

委員長：あと何か気になる項目はありますか。そうしましたら次回は指数のところを入れた形で、間に合いますか。

事務局：また委員さんには内部で作成したものをお配りしますので、ご意見よろしくお願ひします。

委員長：よろしいでしょうか。これで本日予定していた案件については終了したいと思います。ありがとうございました。

2. その他

事務局：(今後のスケジュールについて連絡)

事務局：(あいさつ)

<閉会>